

衆議院小選挙区の区割りの見直しを求める意見書

衆議院小選挙区の区割りについては、通常、10年ごとの大規模国勢調査の結果を受け、衆議院議員選挙区画定審議会が勧告する改定案に基づき見直すこととされており、現在の選挙区は、平成13年12月の勧告により改定されたものである。この勧告に当たっては、1票の較差が2倍以上にならないことを基本としながら、市区町村の区域については分割しないことを原則に区割りが行われたが、平成の大合併により全国的に市町村が大きく再編され、現在、合併で新たに誕生した市町村では選挙区が分割される事例が多数生じているところである。

このような中、平成17年の簡易国勢調査の結果を受けて設置された同審議会は、こうした状況について、「新たな基礎自治体として地域の一体化の途上にある現時点では、選挙区の区域が行政区画等の点で実情にそぐわないという状況とまでは認められず、直ちに選挙区の区割りを見直す必要はない」との見解を示し、改定案の勧告を見送っている。

平成19年3月に1市2町の合併を行った本市においても、旧宇都宮市は栃木1区、旧上河内町及び旧河内町は栃木2区と、2つの選挙区に分割されている状況にあるが、平成の大合併が終息を迎えつつある中、今後も選挙区が分割された状況が継続されるならば、合併後の地域住民の一体感を著しく損ない、今後のまちづくりの推進に大きな影響を及ぼすことが深く憂慮される。

よって、国においては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙の実施のため、衆議院小選挙区の区割りについて、平成の大合併に伴う新たな状況に的確に対応した見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年12月25日

宇 都 宮 市 議 会

内閣総理大臣	}	あて
総務大臣		
衆・参両院議長		